

ベトナムにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	投資プロジェクトの期間の規制	・投資法2014では投資プロジェクトは最大70年を超えることができず、プロジェクトの終了とともに企業は事業終息する必要がある。このような規制は国内企業には無い。 (継続)	・国内企業のように投資プロジェクトの期限をなくすべき。	・Article 43, Law on Investment 2014
	日機輸	(2)	サービス業への外資参入規制	・外国の業者がベトナムで建設工事に従事している場合、建設省(MOC: Ministry of Construction)ライセンスはプロジェクトごとに取得する必要がある。ライセンス取得には数ヶ月かかり、下記の問題が生じる。 ライセンスの申請には下請け業者や内訳のリストが必要とされる。 極端な場合は建設省が指定した下請け業者の使用が義務付けられる。 ライセンスは非政府のプロジェクト用に供給されるものであるため、免税措置が受けられるODAとは多くの点で互換性がないものとなっている。 (継続)	・MOCへの要望。 プロジェクトベースではなくコントラクターベースでのライセンスの発行。 コントラクターに、MOC指定に拘らず下請け業者を選択する自由を与える。 特にODAプロジェクトでライセンスの撤廃または簡素化する。	・Decree 63/2014/ND-CP ・Decree 59/2015/ND-CP
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	現地企業との連携もしくは下請け業者との契約の義務	・建設省が外国業者の事業を管理する新しい規則を発表。 この規制の対象分野は、コンサルティング事業、技術資料、機械装置及び建設工事の実行の構築、などで、外国事業者は、ベトナムで事業を始める前に請負業者の許可証を取得する必要があることを規定。 外国事業者は、ベトナムのパートナーと提携するか、下請け契約を行う必要があるが、多くの場合、下請け業者の品質に問題がある。 (継続)	・現地企業とのパートナーシップまたは下請け契約の業務の撤廃が望まれる。	・Circular No. 01/2012/TT-BXD ・Decree 59/2015/ND-CP ・Circular No. 14/2016/TT-BXD
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・時計完成品及びムーブメントの関税率は10-25%と高率である。 (継続)	・ムーブメント及び部品の関税率削減スケジュールの前倒しを要望。	・関税法
	日鉄連			・鉄鋼製品に対する輸入許可証による輸入規制は政府による貿易自由化促進により2001年12月末をもって廃止され、高関税率化に移行。 (継続)		
	時計協			(対応) ・2009年10月に発効した日越EPAでは日本原産の時計への関税は毎年均等に削減され、ウォッチ・クロック完成品は10年後に完全撤廃される予定である。一方ムーブメント及び部品は15年後であり、撤廃の方向性は評価されるが、撤廃までの期間が長すぎる。 (対応掲載済み)		
	日鉄連	(2)	輸入関税引き上げ	・度重なる輸入関税の修正による流通障害。 - 2009年4月1日、ビレット5% 8%、建設用条鋼類12% 15%、CR 7% 8%、めっき鋼板12% 13%の関税引上げ。 - 2009年4月20日、ボロンが添加された条鋼類の関税を0% 10%に引き上げ。 - 2010年2月、棒鋼、線材(一部)5% 15%、ブリキ3% 5%に関税の引き上げ。 - 2011年8月25日、ボロンが添加されたその他合金の鋼板、棒鋼、線材、形鋼(HS7225、7226、7227、7228類、但し、熱延鋼板類は除外)のMFN関税を0% 10%に引き上げ。 - 2012年6月11日、ステンレス棒鋼の一部についてMFN関税を0% 10%	・関税率の引き下げ。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>に引き上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2013年1月1日、冷延鋼板及び溶接鋼管の一部についてMFN関税を5% 10%に引き上げ。 - 2013年5月19日、線の一部についてMFN関税を0% 3%に引き上げ。 - 2014年1月1日、鋼板類・形鋼等についてMFN関税を引き上げ。 - 2016年9月1日、半製品・線材等についてMFN関税を引き上げ。 <p>(追加)</p>		
	日鉄連	(3)	鉄鋼セーフガード措置	<p>・2015年12月25日、半製品・棒線に対するセーフガード調査を開始。</p> <p>2016年3月7日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、競争庁が3/22より最大200日間、半製品に23.3%、棒鋼・線材に14.2%の暫定税を賦課する旨、決定。</p> <p>2016年7月6日、カラー鋼板に対するセーフガード調査を開始。</p> <p>2016年7月18日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2016年8月2日～2017年3月2日半製品23.3%・棒線15.4% - 2017年3月22日～2018年3月21日半製品21.3%・棒線13.9% - 2018年3月22日～2019年3月21日半製品19.3%・棒線12.4% - 2019年3月22日～2020年3月21日半製品17.3%・棒線10.9% <p>・産業貿易省は2016年7月に(当社は冷蔵庫・洗濯機用)カラー鋼板のセーフガードを発表。これはローカルの鋼板メーカーの要請によるものだが、実際に輸入されているのは建材用の安価な鋼板である。当社を含めた家電メーカーや自動車メーカーは、使用する高品質のカラー鋼板を国内で調達出来ない為、高い関税を払い、更に輸入割り当てや輸入許可も考慮する必要が出てきた。現地製造を行っている当社などは常にセーフガードの発令を見越して生産コストのupに備えておく必要が出てきた。</p>	<p>・措置撤廃など。</p> <p>・高品質のカラー鋼板は輸入されている鋼板の1%に過ぎず、セーフガードの撤廃を求める。</p>	<p>・Decision No. 2847/QD-BCT</p> <p>・Decision No. 4993/QD-BCT</p>
	日鉄連	(4)	高率の輸出税	<p>・石炭の輸出にあたり、輸出税20%が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。</p> <p>(税率変更)</p>	<p>・制度の撤廃。</p>	
	日鉄連			<p>(対応)</p> <p>・2009年3月23日より、ベトナム財務省は、一部石炭の輸出入関税の調整を行い、HS4402.10.00.00とHS4402.90.00.90の石炭製品について輸入関税を5%、輸出税を10%、HS4402.90.00.10について輸出税を5%とした。</p> <p>・2013年7月7日、ベトナム財務省はHS4402.10.00.00とHS4402.90.00.90の石炭製品の輸出税を13%へ引き上げ。</p> <p>・2013年9月1日、石炭輸出企業からの要請により9.1から10%へ引き下げ。</p> <p>(対応記載済み)</p>		
	日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2009年2月15日より、財務省は、石炭及び関連製品の輸出税を20%から10%に引き下げた。</p>		
	日鉄連	(5)	粉炭輸出禁止措置	<p>・2015年2月12日、ベトナム政府が粉炭輸出禁止を発表。</p> <p>2015年5月25日、日本からの要請を受け2015年限定で禁輸解禁を決定。</p> <p>2016年1月、2016-2020年の輸出許可は依然ベトナム政府内で手続き中であり、大使館・石炭課等からのベトナム政府への要請は続けて頂いているが、2016年1月以降輸出停止の状態。</p>	<p>・早期の輸出再開。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(6)	指定貿易企業制度による輸入制限	・政府指定企業のみが、商業省の発給する輸入許可証を得て輸入する指定貿易企業制度がある。(同制度の品目に鉄鋼も含まれる) (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	日鉄連	(7)	鉄鋼製品の輸入ライセンス(IL)取得義務	・2010年7月5日、冷延鋼板、線材の輸入に、12月末を時限に輸入許可証(IL)の取得を義務付ける。 ・2010年9月9日、同じく亜鉛めっき鋼板、アルミ・亜鉛めっき鋼板、カラー亜鉛めっき鋼板、ブリキにも12月末を時限にIL取得を義務付ける。 上記鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務について2010年12月末の時限措置は2011年2月14日～12月31日に延長された。 ・2012年9月20日、新たに棒鋼、ステンレス鋼板、溶接鋼管(輸入HSコード:7214、7215、7219、7220、7306)が対象となった。 ・2014年6月16日、措置を撤廃する旨の官報告示。 ・2015年7月26日、同制度が再導入された。また、新たに半製品・その他合金鋼条鋼(輸入HSコード:7207、7224、7227、7228)が対象となった。 (追加)		・商工省通達22号(22/2010/TT-BTC) ・商工省通達31号(31/2010/TT-BTC) ・商工省通達42号(42/2010/TT-BTC) ・商工省通達23号(23/2012/TT-BCT) ・商工省通達17号(17/2014/TT-BCT) ・商工省通達12号(12/2015/TT-BCT)
	日機輸 日機輸 自動部品	(8)	中古機械・設備の輸入規制	・2014年出された「中古機械輸入規制する通達」は施行延期となっているが、通達では使用5年以上の機械と新品と比べ品質80%以下の機械が輸入禁止とされている。日本製はもちろん外国製の機械は長期間使用後も十分使用できるものが多い。徒に規制することは事業の進出・拡張を阻害する。 2015年11月13日に新通達が発行され、使用10年以内かつ品質規格に適合すれば輸入可能となった。また、新規・拡張投資案件でIRC(投資登録証明書)に記載があれば規制対象外となる。 条件はやや緩和されたが、使用年数と品質基準の両方を満たすことが要件であり、追加輸入機械をIRCへ追記することは難しい。また、品質基準の審査方法も詳細が不明。 2016年7月1日より該当規制施行。国から認可を受けた14の検査会社による検査が可能となり、大体3-4日で許可を得ることが出来る。ただし、10年以上経過した中古品を輸入する際は、上記検査に加え、ベトナム科学技術省による認可が必要となる。また、検査会社により必要となる書類が異なる事態が発生している。 (内容、要望ともに追加) ・10年越えの装置、治具の輸入規制が有り、該当品は新規購入を行う必要が有るが、製作期間も長期に渡ってしまう又、莫大な費用が発生する。 ・製造年数が10年を超えた設備(機械)の輸入が事実上不可能となっている。粗悪な中古機械の輸入制限のため「製造年数10年未満」で「ベトナム国家基準、若しくはG7の環境・安全・省エネ基準に基づき製造された」設備のみ輸入が認められている。一方、新規投資、および拡張時は例外的に可能となっているが具体的な申請方法が分からない。	・規制内容を緩和した上、施行再開してもらいたい。例えば使用年数と品質基準のどちらかをクリアすれば許可するなど。 ・使用年数での規制は合理性にかけるため撤廃してもらいたい。 ・品質基準の審査は国際規格に基づき公的機関が実施してもらいたい。 ・使用年数での規制は合理性にかけるため撤廃してもらい、検査の際に必要な書類を統一して頂きたい。 ・工場設備として稼働する装置、治工具類は非該当として頂きたい。 ・製造年数10年を超えた設備(機械)の輸入手続きの明確化。	・Circular No.20/2014/TT-BKHCHN号 ・Circular23/2015/TT-BKHCHN号(2016年7月1日発効) ・「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23号」(通達23号) ・2016年7月施行の通達23号

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	自動部品			<p>・ベトナムでは2016年7月から中古輸入規制が始まった。10年以上の古い設備は原則輸入できなくなっており、例外規定があるが定義が不透明。事前審査もなく、輸入許可されるかは送ってみないと分からないため海事検定協会のサーベイ記録、メンテナンス記録、製造証明など根拠となる資料を揃えて輸出したが結局許可は10年経過しているという理由だけで返送となった。例外規定は機能していないと思われる。</p> <p>・原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7(先進7ヵ国)の基準に適合している場合のみ輸入が可能との法律に対し、日本製設備を日本でオーバーホールし、ベトナム政府に指定されている日本海事検定協会の鑑定を受けた上で輸入手続きを行ったにもかかわらず、長期間輸入許可が下りず、開梱もされず設備現物の検査・審査を受ける事がないままに、最終的には輸入が認められなかった。結果として日本へ返送せざるを得なくなったが、港に長期間放置された為、当該設備の内、一部は錆の為に日本で廃棄処分となった。</p> <p>日本その他海外からベトナムに移管されてくる設備の大半は製作から10年越えが多く、今後の事業拡大が困難となる。</p>	<p>・設備は再整備をしてサーベイで許可があるものは10年以上の設備でも輸入を認めて欲しい。例外条件を明確にして欲しい。</p>	ベトナム科学技術省通達13条
	自動部品			<p>・原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7(先進7ヵ国)の基準に適合している場合のみ輸入が可能との法律に対し、日本製設備を日本でオーバーホールし、ベトナム政府に指定されている日本海事検定協会の鑑定を受けた上で輸入手続きを行ったにもかかわらず、長期間輸入許可が下りず、開梱もされず設備現物の検査・審査を受ける事がないままに、最終的には輸入が認められなかった。結果として日本へ返送せざるを得なくなったが、港に長期間放置された為、当該設備の内、一部は錆の為に日本で廃棄処分となった。</p> <p>日本その他海外からベトナムに移管されてくる設備の大半は製作から10年越えが多く、今後の事業拡大が困難となる。</p>	<p>・法律の撤廃又は効力の停止。 ・他の東南アジア諸国、中国等並みの法の運用の明確化。</p>	「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23/2015/TT - BKHCN号」(通達23号) 2016年7月1日施行
	日製紙			<p>・10年以上の中古設備について、規制がかかっており、原則的にベトナム国内への輸入が出来なくなっている。日本国内で使用している設備をベトナム国内へ移設する事が出来ず、不要な設備投資を行わなければならない投資効果が低下する。</p>	<p>・制限の撤廃、もしくは緩和策の導入等を検討していただきたい。</p>	ベトナム科学技術省「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23 / 2015 / TT - BKHCN号」(通達23号)
	建産協			<p>・中古機械の輸入条件は、 1.設備年齢10年以下、且つ 2.安全/省エネ/環境の基準(ベトナム国家基準(QCVN)またはG7諸国基準)の遵守、 とあるが、G7の何の基準を遵守するか、は明確にされていない。 特別事例として生産活動を維持する為に10年超の中古機械が必要な場合、MOST(ベトナム科学技術省)は各省庁と検討を行うとあるが、手続きの基準が不明瞭。</p>	<p>・10年超の中古機械の輸入に際して、基準を明確にし、スムーズに手続きが出来るようにして頂きたい。</p>	ベトナム科学技術省通達23号「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23/2015/TT-BKHCN号」
	建産協	(9)	通関手続・関税還付手続の煩雑	<p>・特にコモデティ化された部品の調達において、ローカルサプライヤーを選定する際に、サプライヤーが保税企業であるためローカルサプライヤーで発生する税還付手続、通関手続の煩わしさより、取引ボリュームの大小にもよるが敬遠(取引したくないと)されることがある。</p>	<p>・税還付・通関手続の簡素化。 ・手続きの集中代行会社活用。</p>	
	フル工	(10)	サンプル品の通関手続遅延	<p>・昨年ハノイに、製品説明用にデモユニット(サンプル品)を送った際に、現地通関に2週間かかり、ギリギリのタイミングでクライアントに到着した。(弊社製品は、産業機械に使用する一般機械部品であり、輸出管理令に基づく非該当製品。)</p>	<p>・迅速な通関処理。</p>	
	日機輸	(11)	輸入免税枠の不適合	<p>・輸入関税の免税枠が申告価格US\$300までであり、ほぼ全量課税となっている。 (継続)</p>	<p>・水準の適正化検討をして頂きたい。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	JEITA	(12)	輸入通関手続書類による買い手への価格漏れ	・On the spot Export/Import(物品がベトナム国内企業の2社間で直接輸送されるものの、商流としては一度海外の企業を経由する取引)の際に、海外企業の仕入れ値がベトナム国内の売り先に漏れてしまう可能性があり、ビジネスに支障をきたす。(ベトナム国内の売り先が輸入通関する際に、仕入れ先の輸出通関時のCDSが必要になる為)。 (継続)	・On the spot Export/Importに対する手続きの必要書類の明確化と価格漏れの防止策の構築。	
	自動部品	(13)	FTA原産地証明の取得手続の煩雑・遅延	・現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易では優遇関税の取引が活発になると予想されるが、優遇関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に我が国の商工会議所に向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。 (変更)	・貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。	
	日鉄連	(14)	遡及発行された日越EPA原産地証明書の不受理	・日ベトナムEPAにおいて、遡及発行された原産地証明書(CO)が、ベトナム税関によって認められず徴税を求められるケースがある。日本では出荷日以降を遡及発行とするのに対し、ベトナムでは出荷後4日以降を遡及発行としていることが原因と思われるが、EPA協定上は双方の方式が認められており、末端の税関職員への制度運用方法の周知不徹底によるものと思われる。2014年6月10日、ベトナム税関より、制度運用方法周知に関する通知がなされた。 (継続)	・EPA協定に沿った徴税の実施、税関への制度周知の徹底。	
	建産協	(15)	輸出時・輸入時のHSコードの相違	・ベトナムはASEANのEPA譲許表に2007年版HSコードを適用しているが、日本輸入時は2017年1月1日に更新された最新の2017年版HSコードを適用しており、ベトナムで発行する原産地証明書記載のHSコードと日本で通関手続きするHSコードが異なる。 例) - ベトナムからの輸出時 4418.90 - 日本での輸入時 4418.99 輸出入時にHSコードが異なるため、相互に混乱が発生する。 ASEAN各国が何年版HSコードに基づいて記載しているかを確認した上で対応しなければならない。	・HSコードの統一を図っていただきたい。 (HSコードの更新時に各国のEPA譲許表も最新版に対応する、もしくは該当製品の輸入時には2007年度版コードを特別適用する、など)	・EPAにかかるHSコードの取扱いについて(税関ホームページより) http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido/tetsuduki/hs_code.htm
	建産協	(16)	基準が不明確で手続が不透明な輸入制度の導入	・アルミ建材生産用リサイクル原料(いわゆるスクラップ)の使用比率拡大を目指しているが、未成熟な国内市場からの調達に難しく輸入に依存せざるを得ない環境において、輸入開始の手続きの過程で事前に説明のないまま、不純物混入比率の規則(当社の場合、上限0.55% max)、を超過時の貨物強制送還規則を設定され、日本や周辺ASEAN諸国と比べ調達条件が不利となった。特に については(a)「異物」や上限数値の基準があいまいで、ケースバイケースで恣意的に設定されているように感じられる。(b)輸入の都度検査を受け、提供したサンプルが分析されることになっているが、検査方法も不明確で結果の信憑性が低い。 本規則を含め諸許認可手続きは全般的に手続きの全体像が見えにくい上、法規の追加・変更など予告なく行われることもあって、業務の進捗管理が難しい。	・基準の数値や検査法など根拠を明確化し公平性・透明性を高めてほしい。 ・遵守度など実績に応じて規制軽減・撤廃など輸出入者の業務効率化となる制度改善や弾力的運用を希望する。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	建産協	(17)	地域毎の法制度の周知と実施時期の不統一	・中央政府の発令した改正・制定された内容に対し、地域毎にその周知度やタイミングが異なることがあり、国内調達時においてもサプライヤーのある地域毎に税関の解釈や指摘内容が異なることで物流停滞や追加手続きなどが発生する。	・政府主導による周知の徹底管理。	
12 為替管理	日機輪	(1)	実需原則による為替取引制限	・実需原則に基づき投機的な取引が禁止されていることから、外貨購入については金融機関に実需取引の有無を確認する義務が課せられている。(インボイス、ローン契約書等)同一グループのシンガポール金融会社との為替取引(為替決済実行時の相互資金送金)が不可能。 (継続)	・為替取引の自由化。	・SBV為替制度
	日機輪 JPETA	(2)	外貨借入規制	・外貨借入について、以下の問題がある。 - 外貨収入のない会社は国内金融機関から外貨借入ができない。 - 借入に際しては資金用途を証する書類(実需証明書類)の提出が必要。 (一部削除) ・銀行からの借入用途が限定される。	・外貨取引の条件撤廃、緩和。 ・用途を流動的にしてほしい。	・SBV外貨管理制度
	日製紙	(3)	借入金の用途制限	・長期借入は登録が必要であり登録目的外の使用が制限されており、一定の金額をプールした中での時宜を見た投資などへの自由な資金活用ができない。	・登録自体の廃止が不可であれば、概算枠による登録などへの変更により用途制限を緩和してほしい。	
	日機輪	(4)	二重為替相場	・クロージングベッグ制度を採用しているが、中銀設定の為替レート(USD/VND)と非公式市場のレートの間乖離が生じており、ベトナム市場でUSDが調達できずベトナム国外へのUSD支払が遅延する。 (継続)	・中銀の為替介入による非公式レートの撲滅。 ・変動相場制への移行。	・SBV為替制度
14 税制	JEITA	(1)	ベトナム国内へのサービス提供外国企業への外国契約者税賦課	・外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、FCT(Foreign Contractor Tax: 外国契約者税)として販売金額の全体に対して1%が課税される。これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。 (一部削除)	・FCTの撤廃。	
	日機輪	(2)	短期出張者によるサービスに対する個人所得税の二重課税	・個人所得税法によると、PIT(個人所得税)は支払われた場所に関わらず、ベトナムで働く全ての外国人、またはベトナムでの労務により発生したサラリーに対して適用される。 「ベトナムでの労務(業務)」の定義が曖昧(例:短期出張者、アドバイザー、会議出席など)同法によるとベトナムの会社は外国人が業務を開始する7日前にその外国人の所得を申告する必要がある。ベトナムの会社が所得情報を集めるのは困難。 (継続)	・当該法令の改正。	・Article 26, Law on Personal Income Tax ・Circular No. 119/2014/TT-BTC on amendment of Circular No. 111/2013/TT-BTC
	JPETA	(3)	債務者主義採用による駐在員事務所における使用料の源泉徴収義務	・日越租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所等で賃借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている。一方、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である当社の負担にならざるを得ない状況になっている。 (継続)	・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。	・租税条約

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		JEITA	(4)	一部仕入VATの還付の不認可	・12ヶ月連続又は四半期連続で控除できない仕入VATがある場合は還付申請ができたが、2016年7月の改正法では当ケースにおける仕入れVATの還付が認められなくなった。これによりVAT免除となっているEPEと取引を行う際、VATの請求ができなくなってしまうため、トレーディングカンパニー(MurataVietnam)のような立場ではVATの還付されないVAT10%を負担(もしくは販売価格に10%をON)しなければならないという問題が発生することになる。	・この問題の発生により、材料、部品メーカーで現地で商社機能果たすメリットがなくなり、直接顧客をサポートするという形態が取り難くなる。是非とも撤廃していただきたい。	・Law106/2016/QH13 ・Decree100/2016/ND-CP ・Circular130/2016/TT-BTC
	日機輪	(5)	改正税法の遡及適用	・税法改正を実施時期を過去に遡って実施されるケースが依然として残っており、現場が混乱するケースがある。	・税法改正の過去に遡っての実施はやめて貰いたい。		
	日機輪	(6)	税制通達の地方当局への周知遅延	・税制通達が頻繁に国から発行されるが、その案件について地方の税務当局に質問をしても、そもそも発行されていることさえ知らされていない場合がある。 (継続)	・税務当局の地方までの情報伝達方法の確立と教育をお願いしたい。		
	日製紙	(7)	所得税把握時期に関する懸念	・担当者の現地赴任が6月であったにも関わらず、4月に事前出張をしたため、所得税を4月から計算されてしまう懸念有りとのコンサルのアドバイスに従い4月分から納付したが、行政側の運用が不透明。	・日本との租税条約等における法制度、運用ルールの整備。		
	日機輪	(8)	日越租税条約に違反したPE課税	・日越租税条約第5条第3項にて、6ヶ月を超える期間存続する「建築工事現場若しくは建設、据付若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動」がPEを構成すると定義されているが、ベトナム国内法(Decree No. 59/2015/ND-CP)では上記工事関連業務を履行するには期間に関わらずライセンス取得・事務所(PE)登録を義務付けている。これにより、租税条約上のPEに該当しない6ヶ月未満の短期工事関連業務もベトナムでは課税対象とされ、租税条約上の恩恵を享受できない。	・国内法改定による租税条約との矛盾解消。	・日越租税条約第5条第3項 ・ベトナム政府政令Decree No. 59/2015/ND-CP	
16	雇用	日機輪	(1)	CPIを上回る最低賃金の引上げ	・労働者の生活コスト、CPI上昇率とかけ離れた率・金額で最低賃金が上昇している。徒に労働コストを押し上げ、生産拠点としての競争力を削いでいる。公務員の最低賃金は一般企業の半分ほどであり、合理性を欠く。2015年に労働者の生計費調査の結果が公表されたが、調査対象・方法が不明。 (継続)	・労働者の生活実態を正しく調査し、調査方法と結果を公開した上、妥当な根拠に基づいて最低賃金を決定してもらいたい。	
		JEITA	(2)	従業員の最低昇給率の法定	・ベトナムの労務上、隣接するJob Gradeに関しては最低5%の給与差を設けなければならない。これはすなわち、従業員への昇給の際、最低5%の昇給率を確保しなければならないことを意味する。昇給率はベトナム経済状況並びに会社の業績、各従業員のPerformanceによって決められるべきであり、5%の昇給率を法律によってSecureされるべきではない。 (継続)	・本法律の撤廃。	・Decree 49/2013/ND-CP, Article 7.3 ・Decree 103/2014/ND-CP
		日機輪	(3)	有期雇用契約更新の困難	・有期雇用は、更新3回目で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 (継続)	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	
		日機輪	(4)	超過勤務時間規制	・時間外労働時間数の規制が著しく厳しく、全ての労働者について、1ヵ月30時間、1年間200時間(申請により300時間)が上限となっている。24時間稼働の装置産業や開発・技術の仕事を増やしていくことが難しい。 (継続)	・規制を一元化するのではなく、職種によって多様性を持たせるよう法改正してもらいたい。	・労働法第106条2項

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	自動部品			・時間外労働規制が「1ヶ月で30時間、1年で200時間を超えてはならない」と非常に厳しく、割増率も高いことから、他国に比べ要員を多く採用しなければならず国際競争に不利。	・時間外規制上限の緩和。	・ベトナム労働法
	日機輸	(5)	人材育成不足	・ベトナム国内景気の減速により、2012年から工場労働者数は確保しやすくなった。しかし、ベトナムには普通高校しかなく、企業が望むスキルを早い段階からの学ぶための専門教育期間として工業高校、商業高校、農業高校、水産高校が必要である。また、大学を含め理論的な学習に偏り、実践的な教育プログラムが不足している。 (継続)	・企業での実務に見合った実践的な教育機関、教育プログラムを整備し、雇用ニーズにあった人材育成を実現して欲しい。	
	日製紙 日機輸	(6)	短期の出国・再入国者へのビザ取得義務	・1ヶ月内の複数回渡航の為にビザ取得が必要であり、必要な時に渡航できないリスクがあるなど、自由な往来がしにくい。 ・2015年ビザ関連法案が改正され、目的によらず1ヶ月以内に2回以上の入国をする場合ビザ取得が義務化された。3ヶ月マルチとしても3ヶ月おきに取得申請が必要のため、コスト高及び手続煩雑化している。	・対日ビザなし渡航の拡大。 ・相手国政府に対し、ビザ期限の延長を要望して頂きたい。 もしくは、APECビジネストラベルカードを取得すればビザ取得手続の苦労は解消されるが、発行までにかかる時間が6ヶ月以上と長いと長い、取得までの時間短縮の検討をして頂きたい。	
	日製紙	(7)	VISA/就労許可取得手続の頻繁な規定変更	・海外派遣者のVISA/就労許可取得にあたり、頻繁な規定変更についての詳細な情報を迅速に収集する事が難しく、また当局担当者による解釈の違いがある。	・運用の一元化と取得にあたっての手続き簡素化を要望する。	
	日機輸	(8)	工業団地周辺のワーカー用住環境の不備	・2015年にベトナム計画投資省とJICAが、在ベトナムの工業団地周辺のワーカー用住宅整備に関して現状課題を調査し、今後の政策に関する提言を行った。現状課題の一つとして、ワーカー用住宅の分野ではベトナム国内外の不動産デベロッパーの参入が進んでいないことが提示された。その理由として、現法令の問題点(デベロッパー向けインセンティブが無い等)の指摘があった。	・ワーカー用住宅デベロッパーの参入を促進するため、2015年調査(左記参照)で指摘された問題点を改善して頂きたい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産情報の開示不十分	・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	拒絶査定時の分割出願不可	・拒絶査定時に出願人は出願を分割することができない。 (継続)	・拒絶査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	・第115条第1項
	日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	・ベトナム政令122/2010/ND-CP(2010年12月31日発令)
	日機輸	(4)	ベトナム語以外の言語で出願する際の出願日の確保困難	・ベトナム語以外の言語で特許出願をした場合、出願日の確保ができない。(インドネシア、マレーシア、シンガポールなど、英語で出願日確保が可能) (継続)	・英語ないし外国語言語で特許出願した場合も、出願日の確保を認めていただきたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(5)	税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難	・ベトナム税関から疑義侵害物品に関する情報提供を受けるが、原則、輸出入業者などの書類上の情報しか提供されず、正式な差止め申請を行い担保金も積まない限り、貨物の現品を確認することができないことになっている。実質、真贋鑑定を行うことができないため、権利者としてはリリースせざるを得ず、水際措置が機能していない。 (継続)	・疑義侵害物品の情報提供を受けたときに、権利者が貨物の開梱・確認をできるような制度に改めていただきたい。 ・差止申請前に疑義品画像を提供して欲しい。	
	時計協			・税関差止めにおいては、担保金を積んで差止申請を行った後でないと、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者／輸入者情報に基づいて侵害か否かを判断しなければならない。 (継続)		
	日機輸	(6)	複製品に関する権利制限規定の不備	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを利用しないこと等の条件の下で権利制限されている。 (継続)	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。 ・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	
	日機輸			・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。 これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (継続)		
	日機輸			・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 (継続)		
日機輸	・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 日本では著作権法47条の7により権利制限されている。 (継続)			・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。		
日機輸			・コンピュータプログラムの調査・解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製・翻案にまで権利を及ぼすべきではない。 日本では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。 (継続)	・リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸			<p>・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。</p> <p>日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(著作権法47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。</p>		
	日機輸	(7)	模造品や偽ブランド品に対する知的財産権保護不十分	<p>・知的財産保護に関する法令が不十分で取締りも緩慢である為、メーカーとしては多大な損害を被っている。今や実店舗での販売のみならず、オンラインでの販売にも模造品や偽ブランド品が氾濫しており、早急な対策が求められている。</p> <p>(内容、要望ともに追加)</p>	<p>・法令の強化と取締りの厳格化。</p> <p>・法律の厳罰化。</p>	<p>・Law in IPR 2005, Amendment in 2009</p> <p>・Decree No. 99/2013/ND-CP</p>	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	強制規格適合表示義務	<p>・2011年6月1日、ベトナム科学技術省は、WTOへコンクリート補強用鋼材規格を含む技術規則案を8月1日に公布、2012年1月から施行することを通報した。上記鋼材の製造者、輸入者には、規格名(内外を問わず)を宣言し、規格適合と表示を義務付けられる。</p> <p>・2013年6月3日、ベトナム商工省は、WTOへ国内外の鋼材の品質管理方法に関する科学技術省との共同通達を施行することを通報。</p> <p>・2013年12月31日、ベトナム商工省・科学技術省の共同通達44号が発出され、2014年6月1日より、HS7208類～7229類については、ミル監査による製造元の認証か、都度のロット検査による製品の認証が必要となる旨、告示された。</p> <p>・2014年6月1日、措置の導入。</p> <p>・2014年6月24日、商工省通達5662号が発出され、除外とされる再輸出の定義が緩和され、除外対象が拡大された。</p> <p>・2014年7月17日、科学技術省通達1309号が発出され、ロット検査の期間・料金の明示徹底、外国試験組織(国際試験所認証協会(ILAC)、アジア太平洋試験所認証協会(APLAC)の規定に基づいて認められた試験組織)での試験を経た際の検査の軽減等が告示された。</p> <p>・2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、JICQA、JQAが共同通達44号において規定されている「外国の試験機関(認証機関)」として正式に認められた。</p> <p>・2016年3月21日、商工省・科学技術省の共同通達58号が施行され、44号に置き換えられた。対象品目に関して、HSコード8桁ベースで詳細に設定されたほか、検査プロセスが増えるなどの変更が行われた。</p> <p>(変更)</p>	<p>・措置の撤廃あるいは軽減、適切な除外規定の設置。</p>	<p>・商工省・科学技術省共同通達44号 (44/2013/TTLT-BCT-B KHCN)</p> <p>・商工省通達5662号 (5662/BTC-KHCN)</p> <p>・科学技術省通達1309号 (1309/TDC-HCHQ)</p> <p>・科学技術省1591号 (1591/TDC-HCHQ)</p> <p>・商工省・科学技術省共同通達58号 (58/2015/TTLT-BCT-B KHCN)</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(2)	エネルギーラベルの認証取得手続の遅延	<p>・2014年にエネルギーラベルに関する3つの試験所が追加されたが、キャパシティー不足は続く。企業にとっては出荷毎に6ヶ月間有効な認証を取得する必要があり、時間のロスとコスト高につながっている。認可には早くて7～10日間かかっており、次々に新製品が開発される中、サンプルの輸入も滞りがちで大きな問題となっている。</p> <p>昨年度は基本的に改善の動きは無かった。2017年2月10日より新たな規制が施行されたが、不透明さは増大した。例えばエネルギーラベル認証は一度取得すれば同一モデルについては都度取得の必要があるのかどうか、不明である。</p> <p>(内容、要望ともに追加)</p>	<p>・商工省は企業から求められた際には通関を優先して後から認証できるような仕組みづくりをすべき。</p>	<p>・07/2012/TT-BCT ・03/2013/QĐ-TTg ・51/2011/QĐ-TTg ・36/2016/TT-BCT</p>
	日機輸	(3)	EMC認証に関する試験機関の不足	<p>・EMC認証機関のキャパ不足が続いている。</p> <p>当社にとっては特にホームシャワーとエアコンの認証取得の遅れと認定基準の曖昧さが課題となっている一方、市場には認証を受けていない他社商品も流通しており、価格面でも苦戦を強いられている。</p> <p>フンイェン省(ハノイの南東)にEMC認証機関が一箇所増設された。認証の見直しについては2017年7月にドラフトが開示される見通し。</p> <p>(内容、要望ともに追加)</p>	<p>・当社にとっては特に業務用エアコンでの認証の不透明さが課題であり、公正な競争が行われるよう、当局に要望する。</p> <p>・企業が対応すべき見直しについての当局からの早急な情報開示。</p>	<p>・Circular 11/2012/TT-BKHHCN ・Circular 13/2013/TT-BKHHCN</p>
20	独占	日機輸	(1) 独占企業の実態管理	<p>・政府の支援による独占企業が存在しており、競争原理が働かない。特に鉄道、空港、港湾など。</p> <p>(継続)</p>	<p>・独立した監督機関および国家所有企業の49%のIPO(政府保有株式の売出し)。</p>	
21	土地所有制限	日機輸	(1) 外資企業への土地所有の不認可	<p>・100%外資企業の無期限土地利用権が認められていない。</p> <p>(継続)</p> <p>・外資はプロジェクトとして50年間土地を借りることが認められているが、ベトナムの投資者のように土地を購入したり所有することは認められていない。但し工業団地や輸出加工区で操業し一括支払いをする外資企業は土地使用権および土地上に定着する財産について、譲渡、賃貸、転貸、ベトナム国内での営業ライセンスのある金融機関に対する抵当権設定、土地使用権による現物出資ができ、加えて、国家・住民共同体に対して土地使用権を寄付することができる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・安定した事業運営の為に、無期限の土地利用権を認めてほしい。</p> <p>・賃貸期限の撤廃。</p>	<p>・Circular No.94/2011/TT-BTC ・Law on Land 2013</p>
		日機輸				
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1) WEEEの運用不透明	<p>・WEEEは2015年5月に導入、2016年以降の法整備が待たれるが、具体的には費用回収や当局への報告タイミング、他社製品の費用を負担してしまうリスクなどの取決めが不明で懸念される。</p> <p>2016年7月から対象廃棄物のリストが出されたが、未だに具体的事項が当局から示されず、企業としてどのような対策をすべきか不明。既に市場に導入された商品についての報告も求められるのか、懸念される。</p> <p>(追加、要望変更)</p>	<p>・他社製品の費用についてはメーカーは拒否する権利を持つべき。</p> <p>・報告書への機密事項の記載は免除されるべきである。</p> <p>・当局からの早急な指針の明示。</p>	<p>・Decision No. 16/2015/QĐ-TTg ・Draft Circular on WEEE (latest versions)</p>
		日化協	(2) 過度に厳しい排水基準	<p>・排水基準の多くは日本の一律基準以上の厳しい基準で定義されており、処理技術も確立されていない。</p> <p>例) 全窒素 日本: 100mg/L ベトナム: 60mg/L(C基準)</p>	<p>・基準の見直し、排水処理技術の向上。</p>	<p>・TCVN5945</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	建産協	(3)	環境基準の不明確・地域行政の不透明性	・インフラおよび大規模な産業計画に対し、常に遅れる傾向にあり、特に調達においては16年夏より稼働開始予定の高炉(フォルモサ投資)について、環境汚染問題が発覚し現時点に至っても開始に至っていない。原因として一部環境基準が不明瞭、また地域役人の対応の悪さもある。	・政府、地域役所の明瞭化(透明性)。 ・環境基準の明確および地域行政の透明性確保。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	(1)	各手続きの届出から承認に至る期間が長い	・VATの還付申請 入金、環境関連の各種届出に関わる期間が長い内容がある。 VAT還付: 企業の資金繰りに影響を与える。 環境関連: 稼働開始期間が遅れる。	・手続きの簡素化。	
	電線工	(2)	行政手続の遅延	・現地合弁会社を設立し、工場建設を進めてきたが、意思決定から操業認可まで非常に時間が掛かっている。非効率、無意味に思えるような規制、過剰な規制も散見される。対応コストも掛かるが、コンプライアンス上、無視できない。	・行政手続きの迅速化を願いたい。 ・先進国に習うなどして、行政の効率化を図られたい。	
	日機輪	(3)	通関後の政府機関の審査の重複・煩雑	・通関後の調査プロセスが複雑で異なる複数の政府機関から度重なる審査が入る。 (継続)	・各機関で情報共有して欲しい。	・Circular 38/2015/TT-BTC (replace) ・Circular 128/2013/TT-BTC (expired)
24	法制度の未整備、突然の変更	(1)	法制度の実施運用細則の未整備	・法律に関しては公布前に企業の意見を求めることが増えてきている一方、詳細な運用が決まらないまま発行されるため、地域行政当局・担当者によって解釈が異なり、企業活動に様々な支障をきたしている。 (継続)	・法令発行前に企業側の意見の吸い上げを行い、十分な運用検討を行っていただきたい。	
	日化協	(2)	法令改正の周知期間が短く周知不徹底	・環境、税制などの法令、政令、省令変更が頻繁で且つ、周知期間が短くアナウンスも徹底されていないため随時法令のチェックが必要。	・法改正時の周知方法の見直し。	
26	その他	(1)	交通インフラの未整備	・工業団地から港湾・空港へ通じる道路はやや整備が進んできた。一方、都市部の交通渋滞が激しくなっており、車両の代替交通手段として都市鉄道の整備が待たれる。 (継続)	・港湾へ通じる道路の更なる整備。 ・都市部交通渋滞緩和のための都市鉄道整備。	
	建産協	(1)	交通インフラの未整備	・特に南北間の流通においては鉄道、道路のインフラレベルが低いいため輸送に関してコスト、納期、品質に及ぼす影響が大きい。 またサプライヤーは保税企業となるが、都度発生する通関経費が高く仕入品における影響が大きい。	・インフラへの積極的投資。	
	建産協	(2)	港湾インフラの未整備	・南部において港湾の慢性的な混雑、また港湾近郊の道路事情による慢性的な渋滞により、度々の遅滞が発生する。 現在は渋滞対策に向けた道路工事が実施されている状況。	・インフラへの積極的投資。	
	日機輪	(3)	電力インフラの未整備	・メンテナンスや工事などに関わる計画停電の要請が遅く生産に影響をきたすことがある。ベトナム北部における計画停電の回数は減っているが、瞬停は散見される。 (継続)	・安定供給にむけた送電網の整備と計画的な工事・余裕をもった事前周知をお願いしたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	日機輸	(4)	サポーターインダストリーの不足	・コスト競争力向上の為、部品・型・治具及び加工処理の現地調達を求めているが、裾野産業の育成・発展が進んでいない。 多くの省庁・団体が裾野産業の育成・発展に取り組んでいるが、イニシアティブが取られていない。 (継続)	・起業のための投資、海外からの専門家招致を、政府がサポートする必要がある。	
	建産協			・原材料の多くを輸入に依存しているため、当然材料価格は競争力が低く、また輸入元の環境影響等を受けてしまう。 ただしここ近年では政府政策として現地産業底上げによる現地調達率を上げていく方針があるため、それにより今後現在輸入している材料の関税やダンピングによる影響も懸念される。	・国をあげての現地調達率の向上 (自動車生産)。	
	日機輸	(5)	労働力確保の為に工業団地周辺的生活環境改善	・都市部郊外の工業団地周辺で労働者を集めるためには、工業団地周辺的生活環境の魅力が不足している。道路、公共交通機関、教育施設、病院、ショッピングセンター、娯楽施設など。 (継続)	・魅力ある生活拠点として計画的に整備してもらいたい。	
	日機輸	(6)	賄賂の要求	・賄賂を規制・制裁する法律が欠けている。 (継続)		・The anti-corruption Law ・The Law amending and supplementing a number article of the Law on anti-corruption ・Decree 78/2013/NĐ-CP on transparency of asset and income of government officers. ・Decree 59/2013/NĐ-CP elaborating some articles of Law on anti corruption
建産協			・貿易においては通関の際にわいろを要求されたり、投資については手続きが煩雑で認可を得るまでに時間がかかることが多い等の課題があると聞いている。			
日化協	(7)	不正企業対策による日系企業へのコンプライアンス負担増しわ寄せ	・EPE企業、日系企業、原料、部品メーカーなどの裾野産業への外資企業の誘致が活発に行われている裏側で、日本以外の外資企業のコンプライアンス違反(廃棄物処理、密輸、脱税など)の事象から、日系企業にも法令で理不尽な費用負担が強いられるケースがある。 例)EPE企業の工場の自動モニタリングシステムの導入 企業負担(密輸監視)	・公正な外資企業評価。		